

<解説>

琉球人遺骨問題で研究者らが民事提訴することを決めたのは、京都大学が遺骨を返還する意思があるかどうかを明らかにしていないためだ。京都大は昨年9月、照屋寛徳衆院議員の照会で遺骨を保管していることを認め、今年に入って今帰仁村教育委員会との協議にも応じる姿勢を示している。しかし実際に返還するかどうかは、照屋氏にも研究者らにも答えていない。(1面に関連)

アイヌ民族も、遺骨返還の訴えに北海道大学側が応じなかったために裁判闘争になった。

遺骨返還を求める権利が「先住民族の権利に関する国連宣言」で認められていることを背景に、裁判で和解が成立した。持ち去られた遺骨と血縁関係が判明している人が原告となり、アイヌ民族が古くからコタン(集落)で墓地を管理してきた事情も考慮され、個人の枠内にとどまらず地域(受け皿団体)への返還が実現した。

民法は「祭祀(さいし)承継者」でない人への遺骨返還を認めていないため、国際法と国内法の落差を埋める画期的な和解とされている。

ただ日本政府はアイヌ民族を先住民族と認めている一方、琉球の人々については「先住民族ではない」との立場だ。百按司墓から持ち出された遺骨と血縁関係が判明している人も見つかっていない。そのためアイヌ遺骨返還訴訟と単純に比較はできない。

琉球の人々が先住民族であることは国連がたびたび日本政府に勧告している。裁判を通し、琉球人の先住民族としての権利、自己決定権を問い直すことも、提訴を決めた研究者らの目的の一つにある。

(宮城隆尋)

琉球新報社